新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ

国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当金を支給します

間 福祉課 保険年金係 ☎92-7934 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者(給与の支払いを受けている方)が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり感染が疑われるときに、療養のために労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給します。

【対象者】次の条件をすべて満たす方が対象です。

- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者(給与の支払いを受けている方)
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために労務に 服することができない方
- ・給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている方

【支給対象期間】

労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日(4 日目) から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

【支給額】

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額: 就労日数)×2/3×支給対象日数

※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額を調整又は不支給となる場合があります。

【適用期間】 ※終期が延長になりました。

令和2年1月1日から令和3年9月30日まで(入院等が継続する場合は、最長1年6か月まで)

【申請方法】

申請書、事業主からの証明書、医療機関からの証明書(受診しなかった場合は不要)等 ※事前に電話でお問い合わせください。

令和 3 年度 基山町まちづくり基金事業を決定しました

問 まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935

町では、まちづくり自動販売機の売上げの一部を原資として、自主的に・継続的にまちづくり活動を行っている団体を支援しています。令和3年度まちづくり基金事業補助事業が次の16事業に決定しました。

◆まちづくり計画事業

団体名	事業内容
第7区自治会	美化活動・見守り・シニア男の料理教室

◆まちづくり安全安心事業

団体名	事業内容
モンキーサロン	女性の視点で考える地域防災と七夕まつ りを通して世代間交流
第17区自主防災会	防災機材の整備と防災予防活動、 防災意識の向上

◆まちづくり活性化事業

団体名	事業内容
Tigiri	マルシェ・天体観測イベントの開催
きやまオリーブの会	農業体験ツアーや史跡めぐりの開催
基肄かたろう会	文化遺産のリーフレットやガイド資料作成
きやま創作劇 実行委員会	基山の歴史と文化を創作劇を通して伝える
基山町勤労者 協議会	一坪農園管理・ミカン狩り体験・町内美 化活動

◆まちづくり思いやり事業

団体名	事業内容
オレンジクラブ 基山	高齢者等の相談支援と介護予防活動の拠 点づくり、オレンジカフェの開催
Su.Park	野遊びを通して親子の居場所づくり
シアワセノカタチ	子どもの発達と親子交流イベント開催
Aふぁみりーs	自閉症に関わる支援
基山 SGK プロジェクト	楽しい繰り返し英語学習教室、英検4・ 5級合格をめざす英語学習教室の開催
すまいるフォト ボランティア	高齢者の方に笑顔になっていただくため に、ヘアメイクなどを施し、その時の最 高の笑顔を写真に記録する撮影会を開催

◆まちづくり環境美化推進事業

団体名	事業内容
15 区ふれあい広場	花と緑を囲んで世代間交流
基肄山歩会	基山古道整備

実用英語技能検定(英検)の補助金を交付します

間 教育学習課 学校教育係 ☎92-7980

町では、町内在住の小中学生の保護者へ実用英語技能検定(英検)の検定料の補助を行います。

▽**対象者** 小中学校に就学する児童生徒の保護者で、児童生徒が町内に住所を有する方

▽対象及び補助金額

令和3年度中に受験した1回分の英検の検定料を対象とし、補助金額は受験した一つの級の金額とします。

▽申請方法

- ①「塾や個人で受験する場合」申請書に記入し、受験を確認できる書類を添えて教育学習課に提出してください。
- ②「基山中学校で団体申込をする場合」学校長が保護者から委任を受け、一括申請を行います。

※申請書・請求書は、教育学習課(役場2階)、各町立小中学校、町ホームページから取得できます。

▽提出書類・・検定料の領収書の写し・・合否通知書の写し・・申請書及び請求書

もしもの時に備えましょう! 小中学生の自転車用ヘルメットの購入を補助します

問 教育学習課 学校教育係 ☎92-7980

町では、児童生徒を交通事故や自転車運転時の転倒から身を守るための自転車用へルメットの着用を推進する ため、自転車用へルメットの購入費を補助します。

▽**交付対象者** 町内に住所を有する小・中学生の保護者

▽対象となるヘルメット

令和3年3月1日から令和4年2月末日までに購入した新品のものであり、一般社団法人製品安全協会が 定める SG 基準に適合するものとして同協会の認証を受けたもの

▽補助の回数(各1回)

①小学1年生~3年生時 ②小学4年生~6年生時 ③中学校在学時

※通学用ヘルメットについては学校で一括で申請を行います。

▽補助金額

ヘルメット購入金額の2分の1以内の額とし、1回につき1.500円を限度とする。(100円未満は切り捨て)

▽申請書類

- ①交付申請書(町ホームページ、教育学習課、町立小中学校で取得できます)
- ②領収書の原本、又はヘルメット購入金額を証明できるもの
- ③購入したヘルメットが安全基準を満たしていることを証明できるもの
- ④申請者の住所氏名が確認できるもの
- ⑤振込金融機関名・口座番号を確認できるもの
- 6印鑑

▽申請期限・提出先 令和4年3月4日(金)町立小中学校、又は教育学習課で申請を受け付けます。



